

令和8年度生活保護行政新任職員研修会実施要領

1 目的

生活保護法の運用や解釈、ケース事例の研究等を通して、生活保護及び生活困窮者自立相談支援事業担当職員として必要な法律知識等の習得を図る。

2 受講対象者

(1) 受講者

福祉事務所での生活保護業務担当職員、生活困窮者自立支援事業担当職員（自立相談支援機関の相談員を含む。）、保護施設職員で経験年数1年未満の新任職員及び受講を希望する職員

(2) 聴講者

県地域福祉課総務援護担当職員、町福祉関係職員、自立相談支援機関職員、各福祉事務所会計年度任用職員(最高裁判例対応職員等)等で受講を希望する職員

3 日程及び研修内容（予定）

日	程	内 容	説 明 者
4/27 (月)	10:30～10:55	受付	
	10:55	オリエンテーション	
	11:00～16:00	・保護の実施要領について①	栃木県保健福祉部 地域福祉課 生活保護担当職員
4/28 (火)	10:30～10:55	受付	
	10:55	オリエンテーション	
	11:00～16:00	・保護の実施要領について② ・医療扶助運営要領について ・介護扶助運営要領について	栃木県保健福祉部 地域福祉課 生活保護担当職員
5/15 (金)	10:30～10:55	受付	
	10:55	オリエンテーション	
	11:00～16:00	・演習・事例研究	栃木県保健福祉部 地域福祉課 生活保護担当職員

4 研修会場

とちぎ福祉プラザ 3F福祉研修室 宇都宮市若草1-10-6 TEL 028(643)3300

5 申込方法・申込締切

研修管理システムから4月13日（月）までにお申込みください。

申込み方法は、研修管理システムHPにある「研修システムの使い方」を御覧ください。

研修管理システムURL：<https://www.tochigi-kenshu-center.org/>

※ 研修管理システム未登録の場合、事業所登録からお願いします。

6 その他

(1) 福祉事務所職員

- ・ 「生活保護手帳」「生活保護手帳 別冊問答集」「生活保護のてびき」「生活保護問答集」「電卓」及び「筆記用具」を御準備ください。
- ・ 初回に配布する資料は、2日目以降も使用します。

(2) 福祉事務所職員以外の参加者

- ・ 「電卓」及び「筆記用具」を御準備ください。
※「生活保護手帳」「生活保護手帳 別冊問答集」「生活保護のてびき」「生活保護問答集」をお持ちの場合は御持参ください。
- ・ 初回に配布する資料は、2日目以降も使用します。

7 申込み・問合せ先

栃木県社会福祉協議会 福祉人材部 福祉人材・研修センター 研修担当
電話:028-643-3300 F A X:028-643-3340